

中期目標及び中期計画案に対する参与会議の指摘事項

平成 15 年 9 月

特殊法人等改革推進本部参与会議

各省・各法人の中期目標等については、6月以降参与会議の指摘事項を踏まえ、一定の改善が見られるが、総費用に占める経費削減対象がわずか数%に過ぎないなど、総費用の削減・効率化の面をはじめ、なお一層改善すべき点がある。参与会議としての指摘事項を以下にとりまとめたので、各省においては、9月のヒアリング対象でなかった法人を含め、中期目標等に確実に反映させることを要請する。なお、事務局においては、以下の削減・効率化目標について、法人相互間の比較ができるわかりやすい資料を作成し、公表することが必要である。

1．削減・効率化の考え方

各法人は経営管理をするという発想を持ち、政策目標を如何に効率的に達成するかという観点から国民の納得に値する意欲的な目標を設定すべきである。目標の設定に当たっては、定義（総費用＝事業費＋一般管理費、一般管理費＝人件費＋その他一般管理費）を踏まえて、総費用を具体的にどう削減していくのかわかりやすく示すことが必要である。

2．削減・効率化目標の設定

- (1) 総費用をどう削減・効率化していくのかを示すため、一般管理費に削減目標を設定するだけでなく、別途、事業費に対しても削減・効率化の具体的な数値目標を設定すべきである。例えば、仮に一定の事業量の実施を予定するとしても、単価見直しや事業執行方法の改善などを通じて事業費の削減・効率化目標の設定を行うべきである。
- (2) 一般管理費の削減目標において、人件費や事務所借料等が対象から除外されている法人が見られるが、これらの費用も効率化を図ることにより削減目標の対象に含めるべきである。
- (3) 一般管理費の削減目標において、業務の新規拡充・追加に伴う費

用が除外されている法人が見られるが、これらの費用も削減目標の対象に含めるべきである。

3．削減・効率化目標のモニタリング

削減・効率化目標を中期目標終了時に評価するだけでなく、各法人は毎年の進捗状況を主要事業ごとに公表し、毎年の予算編成プロセス及び第三者機関（総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会）においてチェックされることが必要である。このため、各法人は中期計画等において、各年度毎の見通しを示すべきである。